

春日井市上水道水質事故等対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市上水道水質事故等対策本部（以下「本部」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）は、次に掲げる場合で、市民に重大な影響があると認めるときは、市民への影響を最小限にとどめる対策を講ずるため、本部を設置する。

- (1) テロ行為若しくは事故等により、水道水に毒物若しくは細菌が混入し、被害が発生した場合又はその恐れがあるために、市内の広範囲において給水を停止した場合
- (2) 愛知県企業庁の浄水場が、河川から取水する原水の濁り等により、浄水が供給できないと判断し、送水を停止した場合
- (3) その他の理由により大規模な断水が発生した場合

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 人的被害その他の被害の把握に関すること。
- (2) 水道水の使用中止及び断水状況の周知に関すること。
- (3) 相互応援に係る連絡調整及び応援要請に関すること。
- (4) 応急給水に関すること。
- (5) 応急復旧に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長1名、副本部長2名、代表委員1名及び委員若干名をもって組織する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長をもって充てる。
- (3) 代表委員は、上下水道部長をもって充てる。
- (4) 委員は、市長が任命する者をもって充てる。

(職務)

第5条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、

あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要に応じて関係機関に対し、会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、上下水道部上下水道経営課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。